

## 令和2年度 第9回清里区地域協議会次第

日 時：令和2年12月25日(金)

午後3時00分から

場 所：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

#### (1) 交通政策課報告事項

- ・市営バス運賃の乗り継ぎ割引制度の導入について . . . 資料1
- ・三針線の運行ダイヤの変更について . . . 資料2
- ・清里線、市営バスの運行について . . . 資料3-1、3-2

#### (2) 総務・地域振興グループ報告事項

- ・地域おこし協力隊の応募状況について

### 5 協 議

#### (1) 令和3年度地域活動支援事業清里区採択方針等の検討について

- ・採択方針案の協議について . . . 資料4
- ・方針案等について . . . 資料5-1、5-2

### 6 その他

#### ○ 令和2年度第10回清里区地域協議会の開催（案）について

- ・日 時：令和3年1月28日（木）午後3時から
- ・会 場：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

### 7 閉 会

## 市営バス運賃の乗り継ぎ割引制度の導入について（案）

## 1 目的

令和3年4月から新たに市営バスを導入する牧・板倉・清里区において、市営バスと路線バスの乗り継ぎが発生することにより、再編前よりも再編後のバス運賃が高くなることから、乗り継ぐ利用者の負担軽減を図るため、市営バス運賃の乗り継ぎ割引制度を導入するもの。

## 2 乗り継ぎ発生による影響

## (1) 定期乗車券利用者の場合

6か月往復学生定期乗車券の再編前後の比較 (清里線：荒牧～高田駅前)		
再編前 (a) 路線バス	再編後 (b) 市営バス+路線バス	差額 (b) - (a)
101,470 円	142,940 円	41,470 円

## (2) その他の利用者の場合

片道運賃の再編前後の比較 (清里線：荒牧～高田駅前)		
再編前 (a) 路線バス	再編後 (b) 市営バス+路線バス	差額 (b) - (a)
580 円	780 円	200 円

## 3 乗り継ぎ割引制度の導入による対応

## (1) 定期乗車券利用者への対応

- ・市営バスにおいて再編に伴い増額する運賃を割り引いた「乗り継ぎ定期乗車券」を導入し、再編前の路線バス定期乗車券と同額になるよう調整する。

## (2) その他の利用者への対応

- ・「乗り継ぎ割引」を導入し、乗り継ぎ券を基に乗り継ぐ先の路線バスまたは市営バスの運賃を一律100円引く。

## 4 対象路線

- ・宮口線及び接続する市営バス宇津俣線(牧区)、清里線及び接続する市営バス蘆池線(清里区)、新井・板倉線及び接続する上関田線、山寺薬師・菰立線(板倉区)

## 5 導入期間

- ・令和3年4月1日から令和10年3月31日

※実施期間は第2次上越市総合公共交通計画の計画期間中とし、計画終了後の対応は、計画期間中の利用状況を見ながら検討する。

## 三針線のダイヤ変更等について

### 1 目的

「第2次上越市総合公共交通計画」に基づき、三針線の利用の少ない便の廃止やダイヤ変更を実施するもの。

### 2 変更内容

- (1) 板倉コミュニティプラザ前から清里区総合事務所前へ向かう8:05の便について、利用が少ないことから廃止にする。
- (2) 清里区総合事務所前から板倉コミュニティプラザ前へ向かう8:21の便について、バスの折り返し時間を確保するため、通学時間に考慮した上で、8:26に変更する。

### 3 三針線の利用状況(令和2年バス補助年度：R1.10～R2.9)

板倉コミュニティプラザ前→清里区総合事務所前				
ダイヤ	運行区分	年間利用者数(人)	1回運行当たりの利用者数(人)	再編内容
8:05	定時	6	0.02	廃止
13:32	デマンド	32	0.1	変更なし
15:20	デマンド	20	0.1	
17:20	定時	416	1.4	
19:19	定時	169	0.5	

清里区総合事務所前→板倉コミュニティプラザ前				
ダイヤ	運行区分	年間利用者数(人)	1回運行当たりの利用者数(人)	再編内容
7:32	定時	355	1.5	変更なし
8:21	定時	116	0.5	8:21発→8:26発に変更
13:48	デマンド	9	0.04	変更なし
15:34	デマンド	2	0.01	
17:45	デマンド	4	0.02	R2.10.1からデマンド運行

### 4 実施予定日

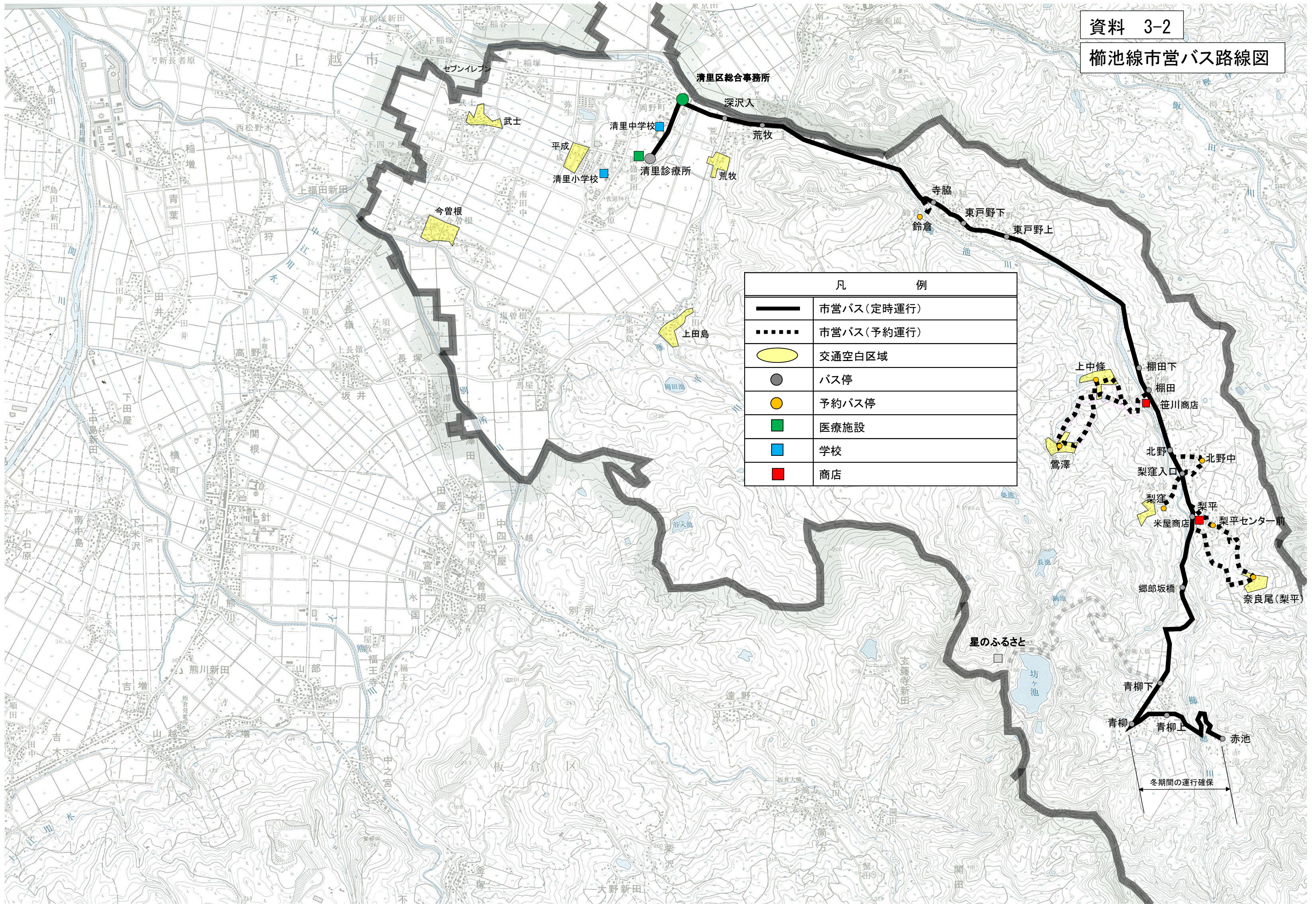
令和3年4月1日(木)

### 5 その他

- ・三針線は1便当たりの利用者数が1.0人を超えないと、令和4年4月で路線を廃止にします。
- ・三針線の令和2年度の1便当たりの利用者数は0.9人です。  
※令和元年度の1便当たりの利用者数は0.7人







凡 例	
	市営バス(定時運行)
	市営バス(予約運行)
	交通空白区域
	バス停
	予約バス停
	医療施設
	学校
	商店

冬期間の運行確保



令和2年12月8日

清里区地域協議会  
会長 古澤 文夫 様

清里区総合事務所長 上田 勇栄

清里区に係る令和3年度の地域活動支援事業の採択方針案の  
協議について（依頼）

標記の件について、清里区に係る採択方針について地域協議会として案を取りまとめ  
いただくようお願いします。

## 令和3年度地域活動支援事業清里区採択方針等について

## 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力を向上するため、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

## 2 清里区の採択方針

## 《優先して採択する事業》

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

## 《その他の事業》

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 3 審査項目

項目	内容	採点方法	審査の方法
ア 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
イ 採択方針審査	提案事業が「優先して採択する事業、その他の事業」に該当するかどうかを確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
ウ 共通審査	提案事業が「共通審査項目の審査基準を満たしているか」を視点を採点する。	・各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。 ・採点の目安(5点「優れている」・4点「やや優れている」・3点「普通」・2点「やや劣っている」・1点「劣っている」とする。 ・審査する委員全員の合計点の平均点が、15点未満の場合は不採択とする。	各項目を5点満点で採点

## [共通審査]

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>	5点

③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>	5点
合 計		25点

#### 4 補助率等に関する事項

##### (1) 補助率

- ・補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。

##### (2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

#### 5 審査方法及び採択基準等

- ・書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。

##### (1) 審査の流れ

###### ①書類審査

###### ②提案者によるプレゼンテーション

###### ③採点表の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。

###### ④採択事業の決定

- ・地域協議会は、採択すべき事業において、採択の条件や事業の執行上配慮すべき点について意見を取りまとめる。また、採択すべきでない事業において、採択しない理由についての意見を取りまとめる。

##### (2) 採択基準

- ・基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- ・共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- ・共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。
- ・採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議して決定するものとする。



## 6 日 程 (予定)

- |                       |                  |                |
|-----------------------|------------------|----------------|
| (1) 令和3年度採択方針案の協議(依頼) | 12月8日(水)         | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (2) 採択方針案協議           | 12月25日(金)        | 第10回地域協議会      |
| (3) 採択方針案決定           | 1月28日(木)         | 第11回地域協議会      |
| (4) 採択方針案報告           | 〃                | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (5) 採択方針決定            | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (6) 令和3年度事業概要説明       | 2月下旬             | 町内会長連絡協議会総会    |
| (7) 事前相談              | 3月1日(月)～3月31日(水) | ※相談日時を事務局に事前連絡 |
| (8) 事前相談の状況報告         | 3月〇日(〇)          | 第〇回地域協議会       |
| (9) 提案書受付             | 4月1日(木)～4月23日(金) | ※提出日時を事務局に事前連絡 |

### 【参考令和2年度事務の流れ】

- |                       |                  |                |
|-----------------------|------------------|----------------|
| (1) 令和2年度採択方針案の協議(依頼) | 12月4日(水)         | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (2) 採択方針案協議           | 12月18日(火)        | 第8回地域協議会       |
|                       | 1月23日(木)         | 第9回地域協議会       |
| (3) 採択方針案決定           | 1月23日(木)         | 第9回地域協議会       |
| (4) 採択方針案(報告)         | 〃                | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (5) 令和2年度採択方針決定       | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (6) 要項・Q&A等(案)確定通知    | 2月18日(火)         | 自治・地域振興課より     |
| (7) 令和2年度事業概要説明       | 2月28日(金)         | 町内会長連絡協議会総会    |
| (8) 事前相談              | 3月2日(月)～3月31日(火) |                |
| (9) 事前相談状況報告          | 3月6日(金)          | 第11回地域協議会→中止   |
| (10) 議決(令和2年度実施決定)    | 3月24日(火)         |                |
| (11) 要項清里区版全戸配布       | 4月1日(水)          |                |
| (12) 地域協議会委員への要項等送付   | 委員改選のため送付なし      |                |
| (13) 1次募集提案書受付        | 4月1日(水)～5月12日(火) |                |
| (14) 採択事業の審査依頼        | 5月25日(月)         | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (15) 提案状況報告           | 5月18日(月)         | 第1回地域協議会       |
| (16) 審査(プレゼンテーション)    | 6月4日(木)          | 第2回地域協議会       |
| (17) 採点票を事務局に提出       | 6月15日(月)         | 委員から事務局へ       |
| (18) 審査(採択事業の決定)      | 6月11日(木)         | 第3回地域協議会       |
| (19) 審査の結果(報告)        | 6月11日(木)         | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (20) 採択事業等の決定         | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (21) 採択結果通知及び交付申請依頼   | 6月12日(金)         | 総合事務所から事業提案者   |
| (22) 2次募集提案書受付        | 6月25日(木)～7月8日(水) |                |
| (23) 採択事業の審査依頼        | 7月8日(水)          | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (24) 審査(プレゼンテーション)    | 7月16日(木)         | 第4回地域協議会       |
| (25) 採点票を事務局に提出       | 7月16日(木)         | 委員から事務局へ       |
| (26) 審査(採択事業の決定)      | 7月16日(木)         | 第4回地域協議会       |
| (27) 採択事業等の決定         | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (28) 採択結果通知及び交付申請依頼   | 7月20日(月)         | 総合事務所から事業提案者   |
| (29) 令和2年度事例発表        | 3月上旬から中旬(実施未定)   |                |

## 令和3年度清里区の採択方針（案）

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。  
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

### 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

### 2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

### 3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 【運用方法（案）】

### 1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがある。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

### 2 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定する。



地域活動支援事業における採点結果分布表

得点 取得率	平均 得点	補助率	過去5年分のデータ																	
			H28			H29				H30		R1		R2						
			1次募集	2次募集	構成比率	1次募集	2次募集	3次募集	構成比率	1次募集	構成比率	1次募集	構成比率	1次募集	2次募集	構成比率				
100%	25	100%			70%				42%		22%		50%			67%				
96%	24																			
92%	23																			
88%	22																	1	2	
84%	21		1	1			1	1		1		1		3						
80%	20		4	1			2					1		1	3					
76%	19	98%	2	1	30%	4	1	1	58%	5	78%	2	50%			33%				
72%	18	96%						1		1		1		1			2	1		
68%	17	94%										1								
64%	16	92%																		
60%	15	90%												1						
56%	14	不採択	不採択	不採択		不採択	不採択	不採択		不採択		不採択		不採択	不採択		不採択	不採択	不採択	不採択
52%	13																			
48%	12																			
44%	11																			
40%	10																			
36%	9																			
32%	8																			
28%	7																			
24%	6																			
20%	5																			
16%	4																			
12%	3																			
8%	2																			
4%	1																			
0%	0																			
			全10事業			全12事業				全9事業		全8事業		全9事業						